

【講演レポート】JIPDECセミナー

改正個人情報保護法と民間の自主的取組の促進

個人情報保護委員会 事務局
参事官 片岡 秀実氏

本講演では、前半で令和2年改正個人情報保護法（以下、「改正法」という。）について、後半で民間の自主的取組の促進について説明します。

改正個人情報保護法について

改正法の概要

本日は、多岐にわたる改正項目のうち、①利用停止・消去等の請求権の強化、②漏えい等報告の義務化、③仮名加工情報の創設、④個人関連情報の第三者提供の規制強化、⑤越境移転に係る情報提供の充実、に絞り、政令・規則案の策定、ガイドラインの検討内容も織り込みつつ、説明します。

1.改正法の概要	
<p>1. 個人の権利の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用停止・消去等の個人の請求権について、一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充する。 保有個人データの開示方法（現行、原則、書面の交付）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含まれることとし、開示、利用停止等の対象とする。 オプトアウト規定^(※)により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。 <small>(※)本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。</small> 	<p>3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定団体制度について、現行制度^(※)に加え、企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。 <small>(※)現行の認定団体は、対象事業者の全ての分野(部門)を対象とする。</small>
<p>2. 事業者の守るべき責務の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれが大きい場合^(※)に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。 <small>(※)一定の類型(要配慮個人情報、不正アクセス、財産的被害)、一定数以上の個人データの漏えい等</small> 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。 	<p>4. データ利活用の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> 氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。
<p>5. ペナルティの在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。 命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる(法人重科)。 	<p>6. 法の域外適用・越境移転の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

図1. 改正法の概要

改正法の内容

(1) 利用停止・消去等の個人の請求権

現行では、利用停止・消去ができるのは、目的外利用、不正取得の場合に限定され、第三者提供の停止ができるのは、第三者提供義務違反の場合に限定されていますが、改正後は、①利用する必要がなくなった場合、②重大な漏えい等が発生した場合、③本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合、にも拡充しました。

本人から利用停止等の請求があった場合、①利用停止等の請求の要件を満たすかどうかを判断し、②利用停止等の請求の要件を満たす場合は、「本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で」利用停止等を行い、③利用停止等を行うことが困難な場合は、代替措置で対処することも認められます。

(2) 漏えい等報告の義務化

漏えい等が発生し個人の権利利益を害するおそれが大きい場合、個人情報保護委員会（以下、「委員会」という。）への報告および本人への通知を義務化することとしました。

要配慮個人情報の漏えい、不正アクセスによる漏えい、財産的被害のおそれがある漏えいについては、件数にかかわらず報告対象となります。また、これらの類型に該当しない場合でも、1,000件を超える大規模な漏えい等については、事業者の安全管理措置の観点から問題があるものと考えられるため、委員会への報告対象となります。

委員会への報告について、「速報」では、明確な時間的制限を設けず、報告内容を一定程度限定した上で、「速やか」に報告することを求めることとし、確報では、原因や再発防止策等の報告を求める必要もありますので、原則として30日以内、不正アクセス等の場合は60日以内に報告を求めることとします。

漏えい等報告の義務化されている事案では、本人に対する通知の必要があります。ただし、本人への通知が困難である場合には、代替措置を講じれば、不要となります。

(3) 仮名加工情報の創設

イノベーションを促進する観点から、「仮名加工情報」を創設することとしました。

「個人情報」に該当するものは一律に個人情報の取扱いに係る規律の対象となりますが、「仮名加工情報」として加工した場合、あくまで本人を識別しない、内部での分析・利用が条件となりますが、①利用目的の変更の制限については、新たな目的で利用可能であり、②漏えい等の報告等の義務の適用除外、③開示・利用停止等の請求対応の義務も適用除外となります。

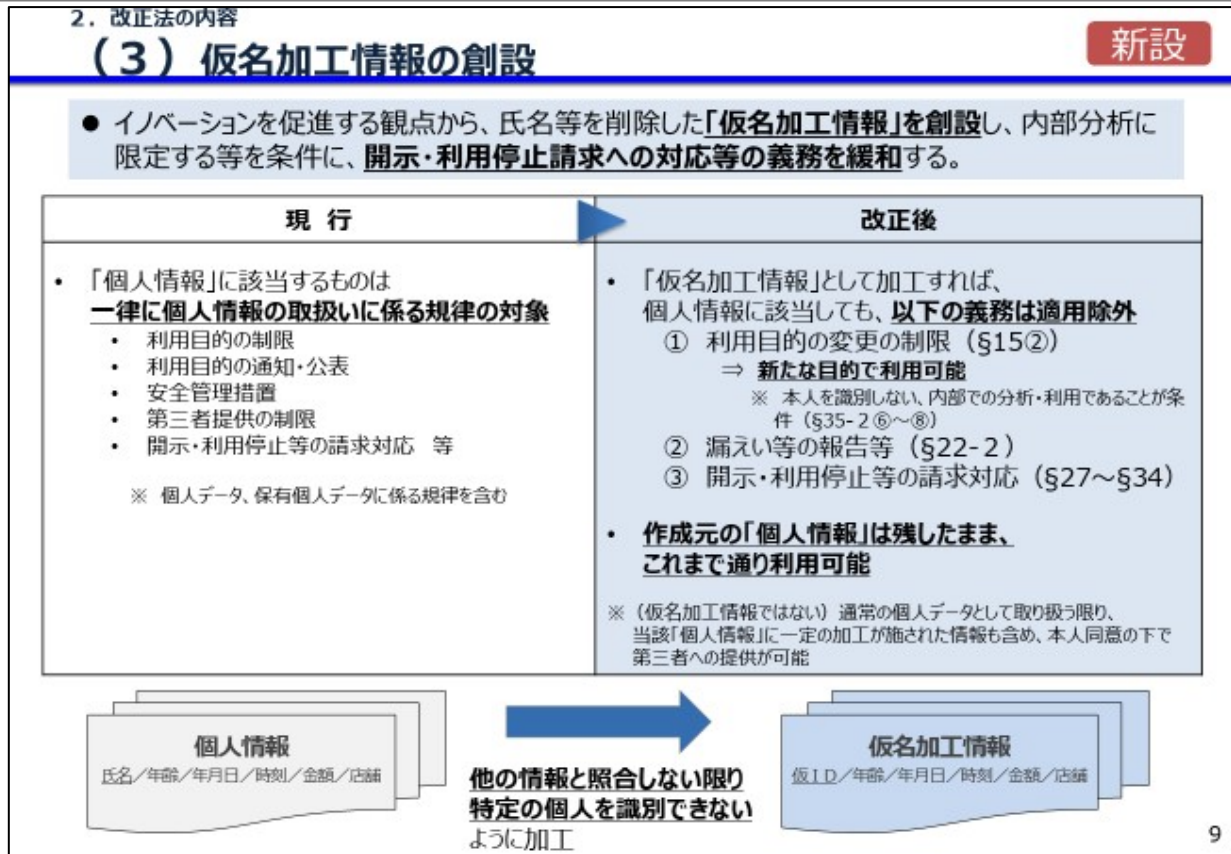


図2. 仮名加工情報の創設

仮名加工情報の作成にあたっては、①特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること、②個人識別符号の全部を削除すること、③不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれのある記述等を削除することが求められます。氏名と仮IDの対照表などの削除情報等を使って個人情報を復元することは禁止しています。

仮名加工情報のメリットを活かした利活用の事例として、医療・製薬分野等における研究、不正検知・売上予測等の機械学習モデルの学習等での利用が想定されるほか、利用目的を達成した個人情報について、将来的に統計分析に利用する可能性があるため仮名加工情報として加工した上で保管する、といった利用も考えられます。

平成27年の法改正で匿名加工情報を導入しましたが、仮名加工情報は、個人情報と匿名加工情報の中間的規律と言えるものです。必要な加工のレベルについて、匿名加工情報は、本人が一切わからない程度まで加工することが求められますが、仮名加工情報は、対照表と照合すれば本人がわかる程度まで加工することで足りるとしています。仮名加工情報は、匿名加工情報より簡便な加工方法であり、また削除する情報量がより少なく済まされます。このような加工のレベルの差に伴い、匿名加工情報は、本人同意のない第三者提供が可能ですが、仮名加工情報は、第三者提供は原則禁止することとします。なお、仮名加工情報について、委託・共同利用は可能としています。

(4) 個人関連情報の第三者提供規制

個人関連情報の第三者提供規制として、提供元では個人データに該当しないものの提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付けることとしました。

個人関連情報は、「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」と定義され、例えば、氏名と結びついていないインターネットの閲覧履歴、位置情報、クッキーなどが含まれ得ます。個人関連情報には、クッキーも含まれ得ますが、個人関連情報の第三者提供時の本人同意の確認義務は、提供先で個人データとなることが想定される場合のみで、クッキー全てを規制対象とするものではありません。

(5) 越境移転に係る情報提供の充実

移転元となる事業者に対して、本人の同意を根拠に移転する場合、同意取得時に、移転先国の名称、移転先国における個人情報の保護に関する制度の有無等について本人に情報提供することとし、また、基準に適合する体制を整備した事業者に移転する場合、移転先事業者の取扱い状況の定期的な確認と、本人の求めに応じて関連情報を提供することとしました。

委員会では、外国の個人情報保護制度について、事業者の参考となるような情報を公表する予定です。

今後の予定

政令案と規則については、3月頃の公布を目指しており、この間、ガイドラインについて、議論を進めています。改正法は公布日から2年以内に施行することとされており、現在のところ、令和4年4月1日の施行を予定しています。

民間の自主的取組の促進

ガイドライン（認定個人情報保護団体編）の策定

個人情報保護法は、個人情報を取り扱う全ての民間部門に適用される法律ですので、汎用的な規律のみを規定しています。そのため、業界や事業分野の特性に応じた個人情報の適切な取扱いが確保されるためには、民間において自主的な取組が行われることが望ましいと考えています。認定団体制度は、こうした考え方に沿って、認定制度を設けることにより、業務の信頼性を確保し、民間団体による個人情報の保護の推進を図ろうとするものです。

今回、認定団体向けにガイドラインを新設することとした背景を図3に示します。

1. ガイドライン（認定個人情報保護団体編）の策定

(2) 認定団体制度の現状

	背景
認定団体制度の重要性の増大	「技術やサービスの内容の複雑化・多様化、市場の態様の急激な変化の常態化 ⇒ 行政機関と民間が有する情報量や専門性等に格差 ⇒ 民間団体による自主ルールの策定・運用、積極的な構成員等に対する指導等の必要性が増大
認定団体間の目的等に関する認識の差の解消の必要性	平成27年改正法前は、主務大臣による団体の認定・監督 ⇒ 同改正法により、委員会に一元化され、横断的に団体の認定・監督 ⇒ 所管ごとに認定団体の目的や機能に関する認識に差
認定を受けようとする団体への認定団体の在り方等の周知の必要性	今後、改めて裾野の広い分野で様々な団体が認定を受けようとする見込み
法改正による認定団体制度の拡充に関して消費者側に向けた周知の必要性	今般の法改正により、企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できることとなる ⇒ 既存の制度との混同等がないよう、苦情を申し出る主体でもある消費者側が制度を認識できるようにする必要

- 認定団体の基本的な役割等は、法第7条第1項に基づき策定される「個人情報の保護に関する基本方針」に記載。
- しかし、認定団体に期待される具体的な業務や活動の指針等を示したガイドラインは存在しない。

23

図3. 認定団体制度の現状

これまで、認定団体において期待される具体的な業務や活動の指針等を示したガイドラインは存在していませんでしたが、法改正を機に、苦情処理、情報提供、適正な取扱いの確保に関し必要な業務、個人情報保護指針について、認定団体としての在り方、望ましいと思われる取組をわかりやすく具体的に示すガイドラインを策定することとしました。個人情報保護指針については、単に法令の内容を落とし込むのみならず、事業分野等の実態に応じた自主ルールとして、細目や事例を盛り込んでいただきたいと思います。

新設する認定団体制度として、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにすることとしました。個人情報を用いた業務実態の多様化やIT技術の進展から、このような制度についてのニーズは益々増えてくるものと考えています。

PIAと個人データの取扱いに関する責任者

(1) PIAの推奨

PIAは欧米において先行して実施されており、GDPRにはPIAに相当するDPIAが規定されています。日本では今年1月20日にJIS X 9251:2021「情報技術—セキュリティ技術—プライバシー影響評価のためのガイドライン」が発行されました。

委員会としては、PIAについて、有用な手段であると評価する一方で、現時点において、評価の項目や手法等を規定して義務化することは、民間の自主的な取組を阻害するおそれがあると考えています。

委員会では、現在、民間の自主的な取組を促すための方策について検討しています。

(2) 個人データの取扱いに関する責任者の推奨

個人データの取扱いに関する責任者の設置については、体制整備の一環として、部署横断的・専門的な立場から各部署・従業員の指導・監督等を行うことは有効であると評価する一方で、その要件や業務等を規定して義務化することは、民間の自主的な取組を阻害するおそれがあると考えています。このため、委員会では、民間の自主的な取組を促進するための方策について検討していきたいと考えています。

最後に

個人情報保護委員会は、来る3月16日に「認定個人情報保護団体シンポジウム」をオンラインで開催します。認定団体個人情報保護制度についての説明、共同規制の国際動向に関する講演、個人情報の保護と利活用について事業者がとるべき対応に関する対談、民間の自主ルールとPIAに関するパネルディスカッションを予定していますので、ぜひご参加ください。

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/20210210_houdouhappyou.pdf



個人情報保護委員会 事務局 参事官 片岡 秀実氏

1989年日本銀行入行、国債決済制度の企画立案（業務局国債業務企画グループ長、国債業務課長）、コンプライアンス・事務リスク管理などに従事。2019年より現職。認定個人情報保護団体制度、改正法施行準備を担当。

本内容は、2021年2月25日に開催されたJIPDECセミナー「改正個人情報保護法と民間の自主的な取組の促進」講演内容を取りまとめたものです。